

## 第14回千葉県内水面漁場管理委員会 議事録

- 1 日 時 令和6年1月23日（火） 午後1時30分から
- 2 場 所 千葉県自治会館 9階 第1・2会議室
- 3 出席者
- 委 員 粕谷 清、山崎 明人、出山 輝夫、勝矢 久、村尾 真一  
戸谷 忠雄、近藤 昭彦、高井 則之、吉富 友恭
- 水 産 課 石黒課長  
大槻漁業調整班長、曾根技師
- 漁業資源課 宮嶋課長  
藤元資源管理班長、横山技師
- 水産事務所 銚子：小舟所長、高橋技師  
館山：山田所長、永山課長  
勝浦：原所長、田島技師
- 水産総合研究センター内水面水産研究所  
岩崎所長、関口研究員
- 事 務 局 玉井副技監、川合主査

### 4 議事事項

- (1) 第5種共同漁業権に係る目標増殖量等の考え方について（協議）
- (2) 漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について（報告）
- (3) その他

### 5 審議経過

#### 【玉井副技監】

定刻となりましたので、ただいまから第14回千葉県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

それでは、粕谷会長から挨拶を申し上げます。

#### 【粕谷会長】

委員の皆様方には、第14回千葉県内水面漁場管理委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本年は、元旦に能登半島地震、翌日には羽田空港での航空機の事故が発生しました。亡くなられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて県内の内水面漁業の状況ですが、昨年秋から始まったあおのり養殖は、南白亀川漁協と一松内水面漁協で、年内の生産があったと聞いております。特に南白亀川では、近年、生産できても僅かでしたが、今漁期は約760枚とのことで漁業者のやる気も上がると思います。

また、12月からは、知事許可漁業となったシラスウナギの採捕が始まり、これまでの採捕量はおおむね例年並みとのことでございます。

本日の議題は、「目標増殖量等の考え方」、「漁業権漁業における資源管理の状況等」についてでございます。重要な案件でございますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げまして、挨拶と代えさせていただきます。

#### **【玉井副技監】**

ありがとうございました。

ここで、本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。会議に出席できない旨、御連絡のありました委員は、高塚委員、1名でございます。委員定数10名のうち9名の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

次に、議長でございますが、委員会会議規程第3条の規定により、粕谷会長にお願いいたします。

#### **【粕谷会長】**

それでは、私が議事を進行させていただきます。

まず本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第10条の規程により、私から指名させていただきます。

山崎会長代理と勝矢委員にお願いいたします。

それでは議事に入ります。

議題第1号「第5種共同漁業権に係る目標増殖量等の考え方について」を上程いたします。

事務局から朗読をお願いいたします。

**【川合主査】**

(朗読)

**【粕谷会長】**

続いて、漁業資源課より説明をお願いいたします。

**【藤元班長】**

説明概要：内水面漁場管理委員会が漁業権に係る目標増殖量等を指示するに当たり、その一助とするために県が示す「第5種共同漁業権に係る目標増殖量等の考え方」について、水産庁の技術的助言や近年の調査・研究の成果を踏まえて見直した内容で協議するもの。主な変更点は、コイ及びフナについて産卵床設置による目標増殖量を示すこととし、モツゴの産卵床の目標増殖量の算定方法を、他魚種と同様な表現に改めること。

**【関口研究員】**

説明概要：前回の委員会で質問があった産卵基質としてシュロが利用できるかどうかについて、本県及び他県の調査や実績から、シュロも産卵基質として使用が可能な素材である旨を報告。

**【粕谷会長】**

ありがとうございました。

議題の朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

**【近藤委員】**

御説明、どうもありがとうございました。

増殖方法ですけれども、産卵床というのは、恐らく増殖量の定量化ができるということがメリットかと思うのですけれども、なかなか定量化は難しいのですが、自然を

利用するという方法が何か検討の対象にならないだろうかと思うんです。護岸、あるいは、河岸の植生帯の整備ですね、恐らくこれは増殖にも効果があると思います。

といいますのは、今、印旛沼で、県土整備部のほうで植生帯の整備を進めているんですけども、水草の植生帯の整備を進めておりまして、目的は水質改善ですけども、これはもちろん魚の増殖にも役に立つのではないかと思います。この辺りは1つの事業で単一の目的ではなくて、複数の目的を掲げて、いろいろな部局ごとで連携するというような、こういう枠組みはできないものだろうかと思ったことで、県土整備部の河川環境課のほうには一応提案しているところです。技術的な課題等もあると思いますが、この自然、植生帯を利用するというのを検討課題として、今後取り上げていただければなと思った次第です。

**【藤元班長】**

ありがとうございます。御指摘のありましたとおり、放流事業として数量で指示を出すのに当たって計算がしやすいということで、今回お示ししたような形での考え方を outsourcing させていただいたんですけども、今後、植生帯の整備による具体的な効果が、根拠があって認められるという知見が蓄積してまいりましたら、水産庁の考え方も伺いながら、この考え方の中に入れていくような形になるのかと考えています。

**【近藤委員】**

ぜひともよろしく願いいたします。

**【粕谷会長】**

ほかに何かございますか。

それでは、意見もないようですので、これで採決に入ります。

議題第1号「第5種共同漁業権に係る目標増殖量等の考え方について」、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

**【粕谷会長】**

挙手全員により、議題第1号は原案どおり可決、決定いたします。

次に、議題第2号「漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について」を上程いたします。

事務局から朗読をお願いいたします。

**【川合主査】**

(朗読)

**【粕谷会長】**

それでは、続いて水産課より説明をお願いいたします。

**【大槻班長】**

説明概要：各漁業権者から報告があった漁業権漁場における資源管理の状況や漁場の活用の状況等について、各漁業権は、適切かつ有効に活用されていると判断した旨の意見を付して、報告するもの。

**【粕谷会長】**

議題の朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

**【山崎会長代理】**

御説明ありがとうございました。今の御説明を聞いた中で、理解できたところもあるのですが、評価のところに、もうちょっと何か書き方をプラスすると、一般の方もよく分かるような評価になるのではないかなというのをちょっと思ったものですから、質問させていただきます。まず、小櫃川の辺りだと、これは、漁場は利用していないけれども資源管理に関して取り組んで、資源が回復したらいつでも再開しようということで漁協自体も努力されているわけですね。だから、そういったことで合理的な理由があるということなのかなと思ったんですけれども、その辺はどうですかね。

あと、原発の影響によって利用していないようなところというのは手賀沼とか印旛

沼とかがあるんですけども、こういうところも、漁協は本来漁場を活用しようと思って県がやっている調査に御協力いただいて、今だとモニタリングも続けられていて非常に漁協さんとしても努力されていると。免許された漁協としての責任を果たそうと考えているところがあるので、そういったことで利用されていないけれども活用されているという言い方だったらすごくよく分かるのですが、漁場は利用していないけれども適切かつ有効に活用されている状態と書いてあっても、このままだと一般の人が見たらよく分からないところもあるのではないかなと思ったんですけど、その辺のところはいかがですかね。

### 【大槻班長】

水産課です。具体的な状況としては、今、山崎会長代理から話があったとおりの状況でして、小櫃川のシジミについては数年前まできちんとした操業が続いていたのですが、大水の影響で底質が悪くなって、内水研が調査をしている中では、資源的には、今かなりよくない中で、漁協さんとしては、操業しようと思えばできるけれども、回復するのを我慢するので自粛をしているという状況ですから、ここについては生産がなくても合理的な理由に当たりますという状況です。

それから、原発事故についても外的要因によってやむを得なく操業できない状況ですから、これについても合理的な理由があると判断しています。こちら辺については国がガイドラインの中で、資源の回復を待ったり、それから、例えば操業者の病気とか漁船の修理とか災害等によって操業できないというような場合には合理的な理由としてみなせるという通知を出していますので、それに照らして、県としても今回のようなケースについては合理的な理由があると整理しているところです。

それで、外部の人への見せ方の部分ですが、実は、今回は委員会に簡単にまとめて報告する形としていますが、国のほうからはそれぞれの漁業権についてどういう理由でこういう評価をしたかというチェックシートを作りなさいというのがございます。それは今回お付けしていませんけど、それぞれの漁協さんについてチェックシートの中で合理的な理由と判断したところも含めて記してございますので、この辺の評価の具体的な理由等の表現の仕方については、より分かりやすいような形でまた検討していきたいなと思います。

**【山崎会長代理】**

分かりました。その辺のところをぜひ検討して、漁協さんもそれなりの努力をかなりされていると思うので、その辺をどう評価した上でこういう判断をしていますというような書き方がもしできれば、皆さん、非常にありがたいのではないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、国の通知があるのであれば、それをこの欄外辺りにでも書いていただければありがたいと。今日書いてくれというのではなくて、今日御説明があったので、次回からでも書いていただけるとありがたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

**【粕谷会長】**

よろしいですか。

**【山崎会長代理】**

はい。

**【粕谷会長】**

小櫃川の例が出ましたから、私、小櫃川の立場から。

小櫃川は、例えばこれをなくしてしまっていていいというのをこの組合が求めているわけでもない。これはどうしても取らせてほしいという、やっぱり意欲があるものですから、獲っている採捕者、許可を持っている人たちが内水面水産研究所の研究に参加したり、船を提供したり。採捕者は、何とか獲らせてほしいんだという中で調査、研究に参加して、納得がいくストップがかかっているというようなことはあります。

うちの組合の場合は、採捕者がこぞって採捕していたけれども、資源が減少している中で、もう仕方がないというようなことで、みんな、内水面水産研究所の研究に一生懸命になって船を持ち出して参加しているのは事実です。このぐらい、やっていかないと。ただ、みんな分かっていると思うんですね。河川の人たちは、結局あれだけ旗を掲げて船で出て研究しているんだからしょうがないよということもあるかもしれないけど、そこの辺りが私も気になっていたところですから、ちょっと一言。

それでは、何かほかにございますか。

ないようですので、質疑を終了いたします。

この議題は報告ですので、採決は行いません。

次に、議題第3号の「その他」ですが、皆様、何かございますか。ありませんか。

特になければ、本日の議題を全て終了いたします。

次に、会議次第第5の「その他」ですが、皆様、何かありますか。

特になければ、事務局からの連絡をお願いいたします。

**【川合主査】**

(全内漁管連東日本ブロック協議会結果概要報告)

**【粕谷会長】**

ただいまの報告について質問等はございますか。山崎会長代理、よろしいですか。

**【山崎会長代理】**

要望どおり修正されたということなので、質問等はございません。

**【粕谷会長】**

それでは、質問も出尽くしたようですので、続いて、事務局より事務連絡をお願いいたします。

**【川合主査】**

(事務連絡)

**【粕谷会長】**

それでは、これをもちまして第14回千葉県内水面漁場管理委員会を閉会させていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。

午後2時30分 閉会